

第22号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月12日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 名称及び数量 タブレット端末等 1,424台分

2 購入金額 金107,250,000円

3 購入先 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号
株式会社ライオン事務器 大阪本店
大阪本店長 稲田 隆史

4 購入方法 一般競争入札（条件付き）

財産の取得について

- 1 名称及び数量 タブレット端末等 1, 424台分
- 2 購入金額 金107, 250, 000円
- 3 購入先 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号
株式会社ライオン事務器 大阪本店
大阪本店長 稲田 隆史
- 4 購入方法 一般競争入札（条件付き）
- 5 契約概要 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校における令和7年度新小・中学1年生用タブレット（iPad）等を1, 424台分購入する。